

國學院大學學術情報リポジトリ

〔書評〕 高橋亮一著『北方海域をめぐる国際政治史
明治期日本の海獣猟業』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2025-03-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 左近, 幸村, Sakon, Yukimura メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001496

〔書評〕

高橋亮一著

『北方海域をめぐる国際政治史』

― 明治期日本の海獣猟業 ―

左近幸村

本書は、明治期の日本が、北方海域（本書では、主にオホーツク海とベーリング海を指す）におけるラッコやオットセイ猟にどのような姿勢を取ったかを分析することを通じて、日露米英の多角的な駆け引きと、それに伴う国際法の構築を描きだそうとするものである。面白いことに、明治という時代は、本書が重視する、一八六七年のロシアからアメリカへのアラスカ売却から、一九一一年のオットセイ保護条約締結までの時期と、ほぼ一致する。本書がこの時期に着目するのは、近代日本が海獣猟業を通じて、北方海域への進出を図った時期に当たり、一九一一年のオットセイ保護条約締結により、日本の海獣猟業が終焉を迎えるからである。この間、日本は北方海域における毛皮獲得競争に参画しながら、国際的な圧力の中、海獣を保護

するという一見相反する政策に取り組んだ。その半世紀近い国際的駆け引きと日本の模索を、七つの章と補章で追っている。

本書は、日本史を基盤にしつつ、日英露の文献を駆使した研究である。これまでも、麓慎一や醍醐龍馬のように、日本史を専門としながらロシア語の史料を使う研究者はいたものの、決して多いとは言えない。特に、「あとがき」で触れられているように、本書がコロナ禍や、ロシアによるウクライナ侵攻という悪条件の中で書き進められたことを考えると、著者の努力に敬意を払わないわけにはいかない。だが後述するように、このことは本書の問題点とも結びついている。多くの文献を用いることが、研究の実証性を高めるわけではない。

さて、北方海域における毛皮獲得競争の研究と言えば、日本ではカナダ史の木村和男や、ロシア史の森永貴子の仕事が知られているが、これらの研究は、ちょうど日本の進出が始まる直前で終わっている。しかし毛皮をめぐる国際的な攻防が、アラスカ売却の時期に終わったわけではないことを本書は示している。一方、近代日本の北方海域への進出については、特に日露関係史の文脈で、神長英輔などにより研究されてきた。だがそこで主に論じられたのは漁業であり、海獣猟業への関心が高かったとは言いがたい。本書と関連している環境史の研究も森林

を中心として、陸の方に重点が置かれている。本書は、こうした歴史学の穴を単に埋め、海獣の問題を通じて、当時の国際法や国際関係のあり方を描きだそうとする野心作である。このように、著者の努力や目の付け所の良さは、称賛に値する。しかしその一方で、詰めの甘さが目立つのも事実である。

参考文献の誤読と思われる箇所をいくつか挙げよう。第一章だと、三一頁末尾の、ロシアがアラスカ売却で得た資金を、サントクト^{II}ペテルブルグ近郊やシベリアの鉄道敷設費に充てたという部分は、ロシア鉄道史の基礎知識があれば、すぐに間違いと分かる。現に、根拠として註一七で挙げられているオレグ・アイラベトフの『ロシア帝国外交史』¹は、アラスカ売却の資金を鉄道の基金に組み込んだと書いているだけで、具体的にどこかの建設に充てたかは書いていない。三三頁（以下、本文の頁）の註二八で挙げられている拙著や、同頁の註二九、四七頁の註九〇も、原典に当たって見たが、なぜこれらが根拠として挙げられているのか分からない。四八頁の註九一も、原典を見てみると、ロシアの一艦長の布告であり、これを以て「(ロシア)当局」の布告と見なせるかどうか、疑問である。より上からの指示だったとしても、それが総督府なのか中央政府なのか分からない。

本書は多くの註が付けられており、一見実証的だが、あまりにも多い註には、疑問が拭えない。その例として、第二章の七九頁を挙げる。一八八三年ごろ、密漁取り締まりのための軍艦の運用が東シベリア総督府の財政難によって難しくなると（ここに註六七）、東シベリア総督のアヌーチンは、違法操業を取り締まりのために、対日連携の必要を外務省アジア局長ヴラシガリ（名前をヴランゲリと記しているが、間違い）に訴えたところ（ここに註六八）。しかし、総督府は本来陸軍の組織であり、疑問に思っただけで註六七の文献を見ると、財政難なのは東シベリア総督府ではなく、政府である。しかし、これだけならよくある単純なミスである。評者が問題にしたいのは、財政難を指摘した註六七と、東シベリア総督が対日連携を模索している註六八との関連である。本当に財政難がアヌーチンの判断に影響したと言えるのか、確証はどれくらいあるのか、慎重に検討すべきにも関わらず、考察した形跡がない。同様の問題は、先述の四七頁から四八頁にかけても指摘できる。史料の誤読もさることながら、一年以上開きのある出来事が、何の裏付けもなく、因果関係のあるものということになっている。

以上は、評者が専門とするロシア史に関する部分であるので、著者の専門である日本の史料の読み方についても、一つ疑問を

呈しておこう。第三章では、一八九三年のパリ仲裁裁判と日本との関係が考察されている。本書によれば、この裁判は本来、英米の鯨業紛争を仲裁するものだったが、その結果を日本に知らせた在ロンドン領事館の大越成徳は、裁判で設定された「保護区域」を日本にも適用すれば「密漁」問題を解決できると考え、パリ仲裁裁判へ日本も「加盟」すべきであると、外務省に提言した、とある(一〇三—一〇四頁)。

本当にこの読み方は正しいだろうか。評者も大越成徳の報告を読んでみたが、おそらく、本書の記述と最も関連しているのは次の部分である。

太平洋の中央より割線し鯨獲を禁するに至れば百八十度以西即ち本邦に添う所の太平洋は全く開放せるを以て益英米漁船の我近海へ出沒し臘席(らっこ)鯨に従事する者を増加するの恐れなしとせず依て案するに愈々右規則に基き英米間条約を締結する談判を開く模様なれば本邦も之れに加入し我近海臘席保護の策を講ずるは目下の急務と思考仕候²。

まず、少なくとも大越は「加盟」ではなく「加入」と書いている。それはともかく、大越が、裁判の結果に「密漁」問題解

決の糸口を見出したのではなく、むしろ英米が日本近海へ進出する契機となるのではないかという危機感を抱いていることは、明らかである。大越の問題意識を正しく読み取っていないので、この後の「『加盟』とは何か」という本書の議論は、空回りしている。

間違いをあげつらったまま、書評を終えるわけにもいかないので、他の点についても見ておこう。広く文献を渉猟している割には、肝心な先行研究が抜けている部分もあり、たとえば、一九世紀ロシアの北方海域方面の政策を検証するには、アナトリー・レムニョフの『極東のロシア』³の第一章と第四章第三節が必読だが、本書では触れられていない。同書を読めば、ロシアが体系的な政策を欠いていたことがすぐに理解でき、論述ももっと明快になったはずである。また、著者は「感情」や「心性や行動原理」の重要性を序章で強調しているものの(六・七頁)、国民国家意識に関する研究成果(九頁の註三五で『想像の共同体』を挙げるだけでは不十分。なぜ日本史の研究を挙げないのだろうか)も環境史の成果(一九世紀からの環境保護意識の発達について、近年活発に論じられている)も限定的にしか踏まえられていないので、そうした分析は、むしろ浅いと言える。

言葉の使い方も疑問で、先述した「加盟」にカギカッコをつけて論じている点も、不要と言わざるを得ないが、本書で頻出する「危機感」「密漁」も、カギカッコで括るほど特殊な意味だろうか。同じ言葉を括っていないことも多いが、意味の違いがあるとは思えない。

以上見てきたように、本書には大量の註が付いているものの、消化不良の感が否めない。ただ本書の問題は、著者個人の問題にとどまらない。インターネットの発達で外国の文献も容易に閲覧できるようになった今、史料をいかに収集し読んでいくか、歴史家一人ひとりに問われていることを、最後に指摘しておきたい。

(A5判、三〇四頁、日本経済評論社、二〇二四年二月発行、定価五七〇〇円＋税)

(1) *Oleg Alipiev, История внешней политики Российской империи 1801-1914. Внешняя политика императора Александра II и императора Александра III 1855-1894. Москва, 2018. С. 197.*

(2) 「英米間ペーリング海獣猟業葛藤ニ付巴里仲裁会ノ判決」伊藤博文文書研究会編『伊藤博文文書』第一一九卷(ゆまに書房、二〇一四年)一一九―一二〇頁。なお、この文献が挙げられている註五五は、一一九卷ではなく一一六卷となっている。

(3) *A. B. Ретиев, Россия Дальнего Востока. Имперская география власти XIX - начала XX веков. Омск, 2004.*